

特認校制度の概要について

1 特認校制度について

学校選択制の 1 つであり、従来の通学区域を残したままで、教育委員会が指定する特定の学校について、通学区域と関係なく、市内のどこからでも通学を認めるものである。

その中でも、小規模特認校は特認校制度を小規模校で実施するもので、特定の学校を「小規模特認校」として指定し、少人数での教育の良さを活かした、きめ細やかな指導や特色のある教育を行う制度である。

2 特認校制度の導入理由(就学校の指定・区域外就学の活用状況調査について【文科省】)

・小規模校の課題解消のため。

【主な効果】

⇒児童生徒数の確保ができ、児童生徒が多様な意見にふれることができるなど教育活動が活性化する。

⇒地域の特色を活かした特色ある学校づくりが推進できる。

⇒児童生徒が自分の個性に合った学校で学ぶことができる。

・特色ある教育を実践する学校への就学機会の公平性を図るため。

3 位置付けに向けた考え方

(1) 教育的な視点

学習指導要領がめざす教育理念の実現に向け、特色ある教育活動を計画し、実施する。

(2) 地域とともにある学校の視点

学校と地域が、組織的及び継続的な連携・協働体制を確立し、更なる魅力ある学校づくりをめざす。

4 就学の条件(先進校の保護者同意事項例)

(1) 保護者が学校の経営方針に賛同できること。

(2) きめ細かな指導が可能であることや学習や行事等で児童生徒が活躍しやすいといった小規模校の有する特性の中で、保護者が教育を受けさせたいと考えていること。

(3) 保護者が学校行事などに協力できること。

(4) 募集対象児童生徒は、市内に居住している者で、かつ、公共交通機関の利用や保護者の送迎等により通学が可能であること。

5 兵庫県における小規模特認校の主な導入状況

神戸市2校、姫路市2校、明石市1校、三田市1校、猪名川町2校、西脇市1校、豊岡市1校、南あわじ市2校 等